

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p>3. 7. 2. 介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金 指摘事項18 ○消費税及び地方消費税について</p> <p>平成24年度、25年度において補助金を交付した法人は全て消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p> <p>尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜きの金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。</p>	<p>補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。</p> <p>消費税等込みの補助対象経費が補助金額と同額となった場合における取扱いについては、運用規定等により明確化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助事業者からは、「消費税等仕入控除税額報告書」を12者から徴取し、内10者からは返還なし、2者からは返還ありとの報告を得ております。</p> <p>返還に関しては、補助事業者2者は、県への返還を完了しております。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の取扱いについては、国及び県の補助金交付要綱等を参考とし、市の関係要綱等において、明確化し、現に運用しております。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p>3. 18. 1. (公財) 盛岡市体育協会運営事業補助金 意見16</p> <p>○事業補助金への切り替えについて</p> <p>運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。</p> <p>また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。</p> <p>尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。</p>	<p>事業費補助金へのシフトについて協会と協議し、検討を進めてまいります。</p> <p>また、法人に対しては引き続き経営努力を求めてまいります。</p> <p>法人会計が過大となっていないかについても検証してまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>事業費補助金への切り替えについては、「盛岡市補助金交付に関する指針」に基づき、令和3年度から実施します。</p> <p>法人に対しては、引き続き補助金の縮減につながるよう経営努力を求めてまいります。</p> <p>また、「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算について、過大となっていないかという観点から適正にチェックしてまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
89	<p>3. 19. 1. (公財) 盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金 意見17 ○事業補助金への切り替えについて</p> <p>運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。</p> <p>また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。</p> <p>尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。</p>	<p>事業費補助金へのシフトについて事業団と協議し、検討を進めてまいります。</p> <p>また、法人に対しては引き続き経営努力を求めてまいります。</p> <p>法人会計が過大となっていないかについても検証してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(文化国際課)</p>	<p>○措置済</p> <p>事業費補助金への切り替えについては、「盛岡市補助金交付に関する指針」に基づき令和3年度から実施します。</p> <p>法人に対しては、引き続き補助金の縮減につながるよう経営努力を求めてまいります。</p> <p>また、「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算について、過大となっていないかという観点から適正にチェックしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(文化国際課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p>3. 21. 1. (公財) 盛岡観光コンベンション協会事業費補助金 意見27 ○事業費補助金への切り替えについて 運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業費補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業費補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。</p> <p>また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。</p> <p>尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。</p>	<p>事業費補助金へのシフトについて事業団と協議し、検討を進めてまいります。</p> <p>また、法人に対しては引き続き経営努力を求めてまいります。</p> <p>法人会計が過大となっていないかについても検証してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>	<p>○措置済 事業費補助金への切り替えについては、「盛岡市補助金交付に関する指針」に基づき令和3年度から実施します。</p> <p>法人に対しては、引き続き補助金の縮減につながるよう経営努力を求めてまいります。</p> <p>また、「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算について、過大となっていないかという観点から適正にチェックしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。